科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 29 日現在

機関番号: 33917

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2014~2016

課題番号: 26380071

研究課題名(和文)国連平和維持活動の変容と国際人道法・国際刑事法の関係を巡る研究

研究課題名(英文)Changin Nature of UN PKO: Linkage between International Humanitarian Law and International Criminal Law

研究代表者

山田 哲也 (Yamada, Tetsuya)

南山大学・総合政策学部・教授

研究者番号:00367640

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文): PKO(国連平和維持活動)を中心とした集団安全保障について、国際組織法・国際人道法・国際刑事法(含、国際刑事裁判所)の観点から検討を行った。これらは、研究実施期間中、日本の安全保障法制が大きく変動したこととも相まって、極めて時宜にかなった研究テーマであった。研究成果は未だ個別の論点を扱うものが中心とならざるを得なかったが、今後、研究代表者・研究分担者ともそれぞれの専門分野からの検討を深める契機となった。

研究成果の概要(英文): This research topic has dealt with the collective security, especially UN PKOs, from the viewpoint of International Law of Organization, Interational Humanitarian Law and International Criminal Law including the role and activity of International Criminal Court (ICC). The member published various articles (in Japanese) both on theorhetical and on practical perspevtives.

研究分野: 国際組織法

キーワード: 国際組織法 国際人道法 国際刑事法 国連平和維持活動

1. 研究開始当初の背景

武力行使権限を認められた国連 PKO の出現を踏まえ、PKO を巡る法理論の変容を国際人道法・国際刑事法との関係も含めて検討する必要が生じた。またこのことは、国連および要員派遣国の間での国際責任の帰属と配分を巡る問題の検討に焦点をあてた研究の必要性と、それが日本の安全保障政策立案に及ぼす影響についても研究を行う必要性に迫られた。

(1) PKO の活動内容の変容

PKO は 1956 年の第一次国連緊急軍以降、 国連憲章上の明文規定はないものの、「国際 の平和および安全の維持」という国連の目的 に適う活動として定着している。従来、PKO の法的性質は、紛争当事国(受入れ国)およ び要員派遣国の合意に基づく非強制性、紛争 事態に関与しない中立性 (普遍性)、さらに、 自衛の場合を除くほか武力の行使を自制す る性格(武力行使自制原則)の三点から説明 されてきた。そのため、初期の PKO の活動 内容は、停戦合意の履行監視や兵力引き離し の監視に留まってきた。すなわち、冷戦終結 後のソマリアやボスニア=ヘルツェゴビナ などにおけるごく一部の例外(いわゆる「第 三世代の PKO」)を除いて、PKO は戦闘行為 に従事しない部隊であるとされてきた。いい かえれば、PKO については、国連憲章第 7 章の下で実施される強制措置や安保理によ って許可された加盟国軍隊による武力行使 とは明確に区別して実施され、それを前提と して国際法学においても研究対象とされて きた。

他方、近年、伝統的理解を越える事例が出 現した。まず 2013 年 3 月 28 日付け安保理決 議 2098に基づきコンゴに派遣された PKO に 対しては、武力行使権限が与えられた。同決 議は、これを先例としないとしている(本文 第 9 項) ものの、かつての「第三世代の PKO」 を彷彿とさせ、PKO への武力紛争法の適用 可能性が改めて問題となった。もう一つの事 例が、スーダンで活動する PKO への攻撃は 戦争犯罪であり、国際刑事裁判所(ICC)の 管轄権となる旨の ICC 検察官の発言である (2013年7月19日)。これは、PKOへの攻 撃が、国連要員保護条約が想定する受入れ国 国内法による処罰ではなく、武力紛争法違反 となり得るとの理解を示したとみることが 可能である。

加えて、PKO が武力紛争に近似した活動を実施し得るということは、PKO が国際人道法・武力紛争法に違反するような事態を起こした際の国際法上の責任という論点への検討の必要性も生じさせた。国連部隊による国際人道法の順守については、1999 年 8 月にコフィー・アナン事務総長による「告示」が公表されている。同告示も PKO と「戦闘員として軍事紛争状態に積極的な関与を行っている国連部隊」とを明確に区別しているという点で、PKO と武力紛争の伝統的な区

分に従ったものである。しかし、コンゴに派遣された PKO についてもかかる区別が維持され得るかどうかは明らかではない。また、同告示第 4 条では、国連部隊の軍事要員による国際人道法違反は「それぞれの国内裁判所で起訴の対象となる」旨規定しているが、国連自身にいかなる国際法上の責任が帰属するのかという点は明らかではなく、このについて 2001 年に国連国際法委員会で採択された「国際組織の国際責任」条約草案との関連で改めて検討する必要があった。

PKO を巡っては、伝統的 PKO が依拠してきた「非強制性、中立(不偏)性、武力自制原則」を前提とした、数多くの先行研究が育在する。また、冷戦後の、これらの伝統的諸原則から乖離した PKO を取り上げ、PKO の性格変化が論じられてはきた。本研究は、常後の PKO を素材としつ、それを国際ものであったが、それに留まらず、国際組織法全体の問題として捉えようとするのであったが、それに留まらず、国際組織接の国際責任や国際人道法・国際刑事法との安保理のであり、安保とのであった。での問題を問うという、研究代表者の従来の問題を問うという、研究代表者のであった。

2. 研究の目的

本研究は、PKO 活動と武力紛争を明確に 区別することでは説明できない新たな事例 を対象として、PKO の変容の評価を試みる 点で先駆的かつ独創的であり、また、国際刑 事法を専門とする研究者との共同研究とす ることで、国際組織法と国際刑事法の接近・ 交錯という新たな視点で PKO を研究するこ とが目的である。本研究では、国連部隊によ る国際人道法の違反あるいは国連部隊に対 する攻撃とそれに対する責任の問題、すなわ ち害敵手段の規制と加害者の責任追及を巡 る法理の探求を目的とした。この点は、さら にいわゆる「人道的規範の普遍化」現象の中 での PKO に対する法的統制のあり方の検討 も含むものである。近年の PKO では被害者、 特に女性・子供といった社会的弱者の保護を 任務の一つにすることが多い。かかる任務を 現地の不安定な情勢の下で実現するには、 PKO 自身に強い権限を与えることが必要と なってくる。この「弱者保護」任務と武力行 使権限に代表される「強い権限」とを結びつ けた上での、PKO の法的性質の再検討も本 課題の目的の一つであった。

さらに本研究では、日本の今後の PKO に対する貢献を考える際にも一つの材料を提供することを目的としていた。研究計画作成段階において、日本は、「国家安全保障基本法(当時)」の制定に向けて集団的自衛権を中心に法制度のあり方についての議論が開始された頃であったが、それに加え、自衛隊が国連の集団案円保障体制に基づく諸活動に積極的に参加できるように、国際平和協力法の改正も検討されていた。憲法が自衛隊に

許容する武力行使の範囲に変化が生じれば、 今後、日本が参加する日本の部隊の任務の範 囲やそれに伴う国際法・国内法上の責任とい う点にも影響が及ぶことが予想された。本研 究は、PKO 変容と国際人道法規則や国際刑 事管轄権との関係の検討を通じ、将来の日本 の法制のあり方を考える際の国際法上の論 点の整理・検討をも目的とするものであった。

3. 研究の方法

本研究は、武力行使権限を認められた PKO の出現を踏まえ、PKO を巡る法理論の変容を 国際人道法・国際刑事法との関係も含めて幅 広く検討するものであった。具体的には、① いつ、いかなる状況下で PKO に対して武力紛 争法/国際人道法が適用されるのか、また PKO の任務と「人道的規範の普遍化」が結び つくことの関係、さらには国連要員等保護条 約や国連事務総長告示との関係といった、 PKO と武力紛争法/国際人道法の適用可能性 の問題、②PKO に対する犯罪行為と個人の国 際刑事法上の責任を ICC の管轄権行使との関 係という関係で検討すべく、改めて国連要員 等保護条約や事務総長告示の国際法的な妥 当性との関係、③「国際組織の国際責任」条 約草案の関連条文の妥当性の検討や過去の 事例研究を通じた、PKO が国連 PKO が受入れ 国内で起こした犯罪等における国際責任の 帰属・配分の問題を研究するものであり、主 として文献・資料・判例の収集とそれに基づ く研究会合の開催を通じて研究を実施した。 また、国連 PKO 関連機関での資料収集・聞き 取り調査も実施した。

4. 研究成果

最終的には、国際組織法・国際人道法・国際刑事法の個別研究に留まらざるを得ず、ころれらを「架橋」した研究成果を挙げるとったことが悔やまれる。他方、当初の研究計画とおり、日本の安全保障法制も大きに記したとおり、日本の安全保障法制も大きに記したとおり、PKOについてもあど、本研究でに入れていた現実の動向は、本研究テーペーンでは、本研究が可能であり、であり、研究が関野に入れていたのであり、研究が関野に入れている適切性を示すもので多当性は示されたと考えている。

また、下記の通り、本研究の成果として雑誌論文が5本公刊された。また、研究代表者および研究分担者は、助成終了後も、本テーマのさらなる研究に従事している。とりわけ研究代表者は、本研究を通じて、国際組織法一般についての考察を深め、これを一般的な課題に設定し直した上でさらなる研究に着手する契機ともなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線) 〔雑誌論文〕(計5件)

- 1. <u>坂本一也</u>「戦後日本における米軍の性政策と米兵に対する刑事裁判権について:キャンプ岐阜を素材に」『岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)』第65巻2号(2017年)11-36頁(査読無し)。
- 2. <u>山田哲也</u>「国連による平和構築と移行期正義: 軌跡と展望」『国際問題』第 654 号 (2016年) 29-36 頁 (査読無し)
- 3. <u>坂本一也</u>「国連平和維持活動に関わる裁判権免除: Stiching Mothers of Srebrenica and others v. Netherlands 欧州人権裁判所決定を素材に」『岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)』第64巻2号(2016年)21-40頁(査読無し)。
- 4. <u>坂本一也</u>「国連平和維持部隊による違法行 為の貴族と派遣国の責任: Nuhanovi 事件/ Musutafa 事件オランダ最高裁判決を素材に」 『岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)』 第63巻2号(2015年)63-93頁(査読無し)。
- 5. <u>山田哲也</u>「国連平和活動要員を巡る法的問題」『社会と倫理』第 30 号(2015 年) 61-70頁(査読無し)

〔学会発表〕(計0件)

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類:

番号:

出願年月日: 国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類:

番号: 取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者 山田 哲也(Yamada, Tetsuya) (南山大学・総合政策学部・教授)

研究者番号:00367640

- (2)研究分担者
- ①坂本 一也 (Sakamoto Kazuya) (岐阜大学・教育学部・准教授) 研究者番号: 00320325
- ②上野 友也(Kamino, Tomoya) (岐阜大学・教育学部・准教授) 研究者番号:10587421
- (3)連携研究者 なし
- (4)研究協力者 なし